

平成 30 年度

北 九 州 市 予 算

目 次

一 般 会 計	頁
一 般 会 計 予 算	1
特 別 会 計	
国民健康保険特別会計予算	27
食肉センター特別会計予算	33
卸売市場特別会計予算	37
渡船特別会計予算	41
土地区画整理特別会計予算	45
土地区画整理事業清算特別会計予算	49
港湾整備特別会計予算	53
公債償還特別会計予算	59
住宅新築資金等貸付特別会計予算	63
土地取得特別会計予算	67
駐車場特別会計予算	71
母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	75
産業用地整備特別会計予算	79
漁業集落排水特別会計予算	83

介護保険特別会計予算	87
空港関連用地整備特別会計予算	95
学術研究都市土地区画整理特別会計予算	99
臨海部産業用地貸付特別会計予算	103
後期高齢者医療特別会計予算	105
市民太陽光発電所特別会計予算	111
上水道事業会計予算	115
工業用水道事業会計予算	121
交通事業会計予算	125
病院事業会計予算	131
下水道事業会計予算	137
公営競技事業会計予算	141

一 般 会 計

平成30年度 北 九 州 市 一 般 会 計 予 算

平成30年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 563,001,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 171,654,400
	1 市 民 税	73,911,000
	2 固 定 資 産 税	68,995,000
	3 軽 自 動 車 税	1,902,400
	4 市 た ば こ 税	7,216,000
	5 鉱 産 税	28,000
	6 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	7 入 湯 税	26,000
	8 事 業 所 税	7,082,000
	9 都 市 計 画 税	11,873,000
10 環 境 未 来 税	620,000	

款	項	金 額
2 地方譲与税		千円 3,213,000
	1 自動車重量譲与税	1,552,000
	2 特別とん譲与税	370,000
	3 航空機燃料譲与税	20,000
	4 地方揮発油譲与税	1,193,000
	5 石油ガス譲与税	78,000
3 利子割交付金		198,000
	1 利子割交付金	198,000
4 配当割交付金		543,000
	1 配当割交付金	543,000
5 株式等譲渡所得割交付金		348,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	348,000

6	分離課税所得割交付金		145,000
	1	分離課税所得割交付金	145,000
7	県民税所得割臨時交付金		1,952,000
	1	県民税所得割臨時交付金	1,952,000
8	地方消費税交付金		17,407,000
	1	地方消費税交付金	17,407,000
9	ゴルフ場利用税交付金		46,000
	1	ゴルフ場利用税交付金	46,000
10	自動車取得税交付金		856,000
	1	自動車取得税交付金	856,000
11	軽油引取税交付金		5,636,000
	1	軽油引取税交付金	5,636,000
12	国有提供施設等 所在市町村助成交付金		25,000

款	項	金 額
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	25,000 ^{千円}
13 地 方 特 例 交 付 金		860,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	860,000
14 地 方 交 付 税		59,000,000
	1 地 方 交 付 税	59,000,000
15 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金		420,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金	420,000
16 分 担 金 及 び 負 担 金		5,023,069
	1 負 担 金	5,023,069
17 使 用 料 及 び 手 数 料		16,704,481
	1 使 用 料	11,952,539
	2 手 数 料	4,751,942

18 国庫支出金		103,031,627
	1 国庫負担金	85,341,649
	2 国庫補助金	17,302,403
	3 委託金	387,575
19 県支出金		25,566,960
	1 県負担金	20,458,511
	2 県補助金	3,519,375
	3 委託金	1,589,074
20 財産収入		5,511,787
	1 財産運用収入	834,830
	2 財産売却収入	4,676,957
21 寄附金		546,783
	1 寄附金	546,783

款	項	金 額
22 繰 入 金		千円 14,462,262
	1 特 別 会 計 繰 入 金	110,415
	2 基 金 繰 入 金	14,351,847
23 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
24 諸 収 入		63,343,121
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	191,526
	2 市 預 金 利 子	649
	3 貸 付 金 元 利 収 入	49,783,207
	4 受 託 事 業 収 入	128,215
	5 収 益 事 業 収 入	5,300,000
	6 雑 入	7,939,524

25 市	債		66,507,500	
		1 市	債	66,507,500
歳	入	合	計	563,001,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,685,972 <small>千円</small>
	1 議 会 費	1,685,972
2 総 務 費		41,522,593
	1 総 務 職 員 費	19,094,140
	2 総 務 管 理 費	3,437,996
	3 企 画 費	12,002,067
	4 市 民 費	3,844,871
	5 徴 税 費	1,496,170
	6 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	502,125
	7 選 挙 費	598,625
	8 統 計 調 査 費	66,510

	9 人 事 委 員 会 費	216,798
	10 監 査 委 員 費	263,291
3 保 健 福 祉 費		157,589,425
	1 保 健 福 祉 職 員 費	8,677,307
	2 社 会 福 祉 費	64,789,989
	3 公 衆 衛 生 費	5,974,579
	4 環 境 衛 生 費	926,052
	5 保 健 所 費	874,749
	6 生 活 保 護 費	46,523,065
	7 災 害 救 助 費	6,153
	8 繰 出 金	29,817,531
4 子 ども 家 庭 費		66,838,779
	1 子 ども 家 庭 職 員 費	4,811,356

款	項	金額
	2 子ども家庭費	62,004,500 ^{千円}
	3 繰出金	22,923
5 環境費		14,542,083
	1 環境職員費	3,670,294
	2 環境費	10,871,789
6 労働費		459,148
	1 労働諸費	459,148
7 農林水産業費		2,035,077
	1 農林水産業職員費	605,378
	2 農業費	682,527
	3 林業費	150,948
	4 水産業費	570,266

	5 繰 出 金	25,958
8 産 業 経 済 費		58,406,336
	1 産 業 経 済 職 員 費	1,632,381
	2 産 業 学 術 費	54,308,036
	3 観 光 振 興 費	2,210,397
	4 繰 出 金	255,522
9 土 木 費		41,791,331
	1 土 木 職 員 費	4,739,653
	2 土 木 管 理 費	763,134
	3 道 路 橋 り よ う 費	17,142,214
	4 河 川 費	2,034,660
	5 都 市 計 画 費	16,251,642
	6 繰 出 金	860,028

款	項	金 額
10 港 灣 費		7,026,670 ^{千円}
	1 港 灣 職 員 費	1,335,898
	2 港 灣 管 理 費	978,901
	3 港 灣 整 備 費	4,105,571
	4 埋 立 費	606,300
11 建 築 行 政 費		8,598,141
	1 建 築 職 員 費	1,804,232
	2 建 築 管 理 費	4,197,189
	3 住 宅 建 設 費	2,596,720
12 消 防 費		12,719,356
	1 消 防 費	12,719,356
13 教 育 費		69,619,914

	1 教 育 職 員 費	53,233,755
	2 教 育 總 務 費	1,642,297
	3 小 学 校 費	6,998,233
	4 中 学 校 費	4,253,978
	5 高 等 学 校 費	156,824
	6 特 別 支 援 学 校 費	963,799
	7 幼 稚 園 費	120,565
	8 專 修 各 種 学 校 費	51,259
	9 社 会 教 育 費	1,534,222
	10 保 健 体 育 費	664,982
14 災 害 復 旧 費		826
	1 鉦 害 復 旧 費	826
15 諸 支 出 金		79,865,349

款	項	金額
	1 公債償還特別会計繰出金	67,734,051 ^{千円}
	2 公 営 企 業 費	10,529,298
	3 基 金 積 立 金	1,602,000
16 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出	合 計	563,001,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎受変電設備更新事業	平成31年度	43,100 ^{千円}
ホームページ管理システム機器リース経費	自平成31年度 至平成33年度	5,400
区役所電話内線網設備保守点検経費	自平成31年度 至平成33年度	6,500
公用車リース経費(門司区・戸畑区分)	自平成31年度 至平成37年度	51,700
社会保障・税番号制度対応事業	自平成31年度 至平成33年度	18,600
全庁GIS(統合型GIS)構築運用事業	自平成31年度 至平成34年度	43,500
庁内イントラネット管理・運用事業	自平成31年度 至平成35年度	641,000
行政情報検索サービス経費	平成31年度	11,800
電話設備整備事業(文学館)	自平成31年度 至平成37年度	700
桃園市民プール(室内)整備事業	平成31年度	3,127,400
泉台市民センター大規模改修工事	平成31年度	139,000

事 項	期 間	限 度 額
税務関係システム運用管理事業	自 平成 31 年 度 至 平成 34 年 度	216,900 ^{千円}
地方税共通納税システム導入経費	平成 31 年 度	3,400
市民税・県民税特別徴収税額通知書作成経費	自 平成 31 年 度 至 平成 32 年 度	19,200
市民税・県民税納税通知書作成経費	自 平成 31 年 度 至 平成 32 年 度	10,100
固定資産税納税通知書作成経費	平成 31 年 度	5,800
路線価付設業務委託経費	自 平成 31 年 度 至 平成 32 年 度	40,200
固定資産税 GIS 活用経費	自 平成 31 年 度 至 平成 34 年 度	73,200
市税証明書コンビニ交付サービス事業	自 平成 31 年 度 至 平成 39 年 度	5,400
住民記録システムデータ連携機能運用保守事業	自 平成 31 年 度 至 平成 35 年 度	63,000
市民課入力業務・窓口案内業務委託事業	自 平成 31 年 度 至 平成 33 年 度	295,500
市民課等受付呼出番号表示システム更新事業	自 平成 31 年 度 至 平成 35 年 度	81,900
個人番号カード普及事業	自 平成 31 年 度 至 平成 33 年 度	60,500

証明書発行用ファクシミリリース経費	自 平成 31 年 度 至 平成 34 年 度	9,400
福岡県知事・県議会議員選挙経費	平成 31 年 度	33,000
国保年金課窓口等業務改善事業	自 平成 31 年 度 至 平成 33 年 度	131,200
国保年金課受付呼出番号表示システム更新事業	自 平成 31 年 度 至 平成 35 年 度	2,600
養護老人ホーム整備補助事業	平成 31 年 度	90,000
公用車リース経費(動物愛護センター)	自 平成 31 年 度 至 平成 35 年 度	4,400
理化学機器リース事業	自 平成 31 年 度 至 平成 38 年 度	5,500
食品衛生試験検査機器更新事業	自 平成 31 年 度 至 平成 37 年 度	10,700
斎場大規模改修事業	平成 31 年 度	165,000
親子ふれあいルーム運営委託事業	自 平成 31 年 度 至 平成 33 年 度	92,000
公立直営保育所給食調理業務民間委託事業	自 平成 31 年 度 至 平成 35 年 度	154,000
公用車リース経費(子ども総合センター)	自 平成 31 年 度 至 平成 36 年 度	9,700
保育所整備推進事業	平成 31 年 度	264,900

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（青少年施設）	自 平成 31 年 度 至 平成 36 年 度	千円 2,900
不法投棄防止監視カメラ整備事業	自 平成 31 年 度 至 平成 34 年 度	9,100
不法投棄防止環境パトロール車リース経費	自 平成 31 年 度 至 平成 35 年 度	2,300
公用車における次世代自動車普及事業	自 平成 31 年 度 至 平成 38 年 度	82,900
粗大ごみ受付システム経費	平成 31 年 度	4,000
粗大ごみ収集業務	自 平成 31 年 度 至 平成 35 年 度	141,000
ごみ収集指定袋制実施事業	平成 31 年 度	114,300
ごみ処理委託経費	自 平成 31 年 度 至 平成 35 年 度	1,019,600
ごみ収集車両リース経費	自 平成 31 年 度 至 平成 32 年 度	1,000
一般廃棄物情報管理システム経費	平成 31 年 度	700
日明かんびん資源化センター維持管理委託経費	自 平成 31 年 度 至 平成 52 年 度	472,500
工場ごみ受入業務委託経費	自 平成 31 年 度 至 平成 33 年 度	301,200

新日明工場等建設事業	自平成31年度 至平成32年度	24,900
日明かんびん資源化センター建替事業	自平成31年度 至平成32年度	2,610,000
学術研究都市中央図書館端末機器リース経費	自平成31年度 至平成34年度	900
街路事業（戸畑枝光線）	自平成31年度 至平成32年度	900,000
街路事業（砂津長浜線）	自平成31年度 至平成32年度	400,000
街路事業（日明渡船場線）	平成31年度	100,000
市営住宅における火災警報器更新経費	自平成31年度 至平成39年度	104,100
市営住宅整備事業（(仮称)貫団地ほか）	平成31年度	604,000
八幡西消防署移転新築事業	平成31年度	692,900
公用車リース経費（消防業務）	自平成31年度 至平成35年度	1,200
公用車リース経費（防火査察業務）	自平成31年度 至平成35年度	6,700
パソコン整備事業（小学校）	自平成31年度 至平成37年度	704,800
学校給食調理業務民間委託事業（小学校）	自平成31年度 至平成35年度	1,177,600

事 項	期 間	限 度 額
小学校スクールバス運行委託	平成31年度	6,300 ^{千円}
小学校外国語活動補助事業	平成31年度	174,500
小学校建設事業	自平成31年度 至平成35年度	117,000
パソコン整備事業(中学校)	自平成31年度 至平成37年度	228,600
学校給食調理業務民間委託事業(中学校)	自平成31年度 至平成35年度	909,100
中学校完全給食実施事業(配送業務委託)	自平成31年度 至平成35年度	920,900
中学校・高等学校外国語指導助手配置事業	平成31年度	89,300
中学校建設事業	自平成31年度 至平成35年度	71,700
パソコン整備事業(特別支援学校)	自平成31年度 至平成37年度	57,200
特別支援学校スクールバス購入経費	平成31年度	38,000
特別支援学校スクールバス運行委託	自平成31年度 至平成33年度	145,000
特別支援学校建設事業	平成31年度	320,300

特別支援学校建設事業	自平成31年度 至平成35年度	194,300
電話設備整備事業（図書館）	自平成31年度 至平成37年度	2,800
平成30年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自平成30年度 至平成40年度	元金 1,177,000,000千円及び利子相当額
北九州市道路公社が有料道路若戸大橋の事業計画（料金徴収期間）を変更することに対する損失補償	平成30年度	有料道路若戸大橋の料金徴収期間満了時に当該事業の収支不足が生じた場合、当該収支の不足額に北九州市道路公社の資産を補填に充てた後の残額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（借換え資金）	自平成30年度 至平成50年度	借入金 12,324,000千円及び利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設建設事業	千円 1,817,800	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。
保健福祉施設建設事業	6,229,000			
子ども家庭施設建設事業	605,400			
環境施設建設事業	479,000			
農林水産施設建設事業	151,000			
産業経済施設建設事業	550,500			
土木施設建設事業	13,930,200			
港湾施設建設事業	3,349,900			
建築行政施設建設事業	1,270,700			
消防施設建設事業	1,734,000			
教育施設建設事業	1,499,000			

退職手当	1,891,000			
臨時財政対策債	33,000,000			

特 別 会 計

平成30年度 北九州市国民健康保険特別会計予算

平成30年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成30年 2 月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		15,921,646 <small>千円</small>
	1 国民健康保険料	15,921,646
2 使用料及び手数料		10
	1 手 数 料	10
3 国庫支出金		10
	1 国庫補助金	10
4 療養給付費交付金		30,390
	1 療養給付費交付金	30,390
5 県支出金		75,984,419
	1 県負担金	287,326
	2 県補助金	75,697,093

6	繰	入	金		11,247,000										
				1	繰	入	金	11,247,000							
7	繰	越	金		1,026,865										
				1	繰	越	金	1,026,865							
8	諸	収	入		189,660										
				1	延	滞	金	加	算	金	及	び	過	料	5,010
				2	雑	入	184,650								
歳				入	合	計	104,400,000								

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		1,834,217 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	1,834,217
2 保 険 給 付 費		75,082,967
	1 保 険 給 付 費	75,082,967
3 国民健康保険事業費納付金		26,388,284
	1 医 療 給 付 費 分 納 付 金	19,487,692
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分 納 付 金	5,110,306
	3 介 護 納 付 金 分 納 付 金	1,790,286
4 保 健 事 業 費		913,862
	1 保 健 事 業 費	913,862
5 諸 支 出 金		130,670

	1 償還金及び還付加算金	51,270
	2 繰出金	79,400
6 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	104,400,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国保年金課窓口等業務改善事業	自平成31年度 至平成33年度	470,000 ^{千円}
国保年金課受付呼出番号表示システム更新事業	自平成31年度 至平成35年度	2,600
公用車リース経費	自平成31年度 至平成35年度	1,100

議案第 3 号

平成30年度 北九州市食肉センター特別会計予算

平成30年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 83,499
	1 使用料	83,499
2 繰入金		153,207
	1 繰入金	153,207
3 繰越金		28,000
	1 繰越金	28,000
4 諸収入		35,294
	1 貸付金収入	10,000
	2 雑収入	25,294
歳入合計		300,000

歳 出

款	項	金 額
1 食肉センター費		299,800 <small>千円</small>
	1 食肉センター費	264,840
	2 繰 出 金	34,960
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		300,000

平成30年度 北九州市卸売市場特別会計予算

平成30年度北九州市の卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 980,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 459,309
	1 使用料	459,309
2 繰入金		24,283
	1 繰入金	24,283
3 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
4 諸収入		135,908
	1 雑収入	135,908
5 市債		311,000
	1 市債	311,000
歳入合計		980,500

歳 出

款	項	金 額
1 卸 売 市 場 費		978,500 <small>千円</small>
	1 卸 売 市 場 費	929,606
	2 繰 出 金	48,894
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		980,500

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 311,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

平成30年度 北九州市 渡船特別会計予算

平成30年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 330,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 64,645
	1 使用料	64,602
	2 手数料	43
2 国庫支出金		324
	1 国庫補助金	324
3 財産収入		1,714
	1 財産運用収入	1,714
4 繰入金		230,794
	1 繰入金	230,794
5 繰越金		31,000
	1 繰越金	31,000

6 諸 収 入		1,523
	1 雑 入	1,523
歳 入 合 計		330,000

歳 出

款	項	金 額
1 渡 船 事 業 費		329,800 <small>千円</small>
	1 渡 船 事 業 費	325,469
	2 繰 出 金	4,331
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		330,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 平 成 31 年 度 至 平 成 36 年 度	1,400 ^{千円}

平成30年度 北九州市土地区画整理特別会計予算

平成30年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,805,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 269
	1 負担金	269
2 使用料及び手数料		2,782
	1 使用料	2,772
	2 手数料	10
3 国庫支出金		321,700
	1 国庫補助金	321,700
4 財産収入		5,215
	1 財産貸付収入	5,215
5 繰入金		647,424
	1 繰入金	647,424

6	繰越金		70,000
		1	繰越金
7	諸収入		10
		1	雑収入
8	市債		757,600
		1	市債
歳入合計			1,805,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		1,805,000 ^{千円}
	1 土地区画整理事業費	1,342,883
	2 繰 出 金	462,117
歳 出 合 計		1,805,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理事業	757,600 ^{千円}	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

平成30年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

平成30年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 103,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 清算徴収金		100,240 ^{千円}
	1 清算徴収金	100,240
2 繰入金		760
	1 繰入金	760
3 繰越金		1,990
	1 繰越金	1,990
4 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳 入	合 計	103,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業清算費		103,000 ^{千円}
	1 土地区画整理事業清算費	103,000
歳 出 合 計		103,000

平成30年度 北九州市港湾整備特別会計予算

平成30年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,966,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,418,611
	1 使用料	2,418,611
2 財産収入		174,031
	1 財産運用収入	174,031
3 繰入金		14,097
	1 特別会計繰入金	14,097
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		105,251
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 雑入	105,241

6	市	債		1,254,000	
	1	市	債	1,254,000	
	歳	入	合	計	3,966,000

歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		3,961,000 <small>千円</small>
	1 機能施設事業費	1,713,028
	2 繰 出 金	2,247,822
	3 基 金 積 立 金	150
2 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	3,966,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
機能施設事業	千円 1,254,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

平成30年度 北九州市公債償還特別会計予算

平成30年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 167,856,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		118,024,000 ^{千円}
	1 繰入金	118,024,000
2 市債		49,832,000
	1 市債	49,832,000
歳入	合計	167,856,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		162,694,553 ^{千円}
	1 公 債 費	162,694,553
2 繰 出 金		5,161,447
	1 繰 出 金	5,161,447
歳 出 合 計		167,856,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 49,832,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	% 8.5 以内	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 10 号

平成30年度 北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算

平成30年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県 支 出 金		千円 499
	1 県 補 助 金	499
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		12,491
	1 貸 付 金 元 利 収 入	11,981
	2 雑 入	510
歳 入	合 計	13,000

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		13,000 <small>千円</small>
	1 住宅新築資金等貸付事業費	2,510
	2 繰 出 金	10,490
歳 出	合 計	13,000

平成30年度 北九州市土地取得特別会計予算

平成30年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,105,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 679,710
	1 財 産 運 用 収 入	10
	2 財 産 売 払 収 入	679,700
2 繰 入 金		36,990
	1 繰 入 金	36,990
3 市 債		3,388,300
	1 市 債	3,388,300
歳 入	合 計	4,105,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地先行取得費		4,105,000 ^{千円}
	1 土地先行取得費	3,390,000
	2 繰 出 金	715,000
歳 出	合 計	4,105,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地先行取得事業	千円 3,388,300	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

平成30年度 北九州市 駐車場特別会計予算

平成30年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 382,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		355,233 ^{千円}
	1 使用料	355,233
2 繰越金		26,313
	1 繰越金	26,313
3 諸収入		454
	1 雑収入	454
歳 入	合 計	382,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		381,500 <small>千円</small>
	1 駐 車 場 事 業 費	211,238
	2 繰 出 金	170,262
2 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		382,000

議案第 13 号

平成30年度 北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度北九州市の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 486,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		22,923 ^{千円}
	1 繰 入 金	22,923
2 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
3 諸 収 入		363,977
	1 貸 付 金 元 利 収 入	363,977
歳 入	合 計	486,900

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		486,900 ^{千円}
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	361,655
	2 繰 出 金	125,245
歳 出	合 計	486,900

議案第 14 号

平成30年度 北九州市産業用地整備特別会計予算

平成30年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 545,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		523,038 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	19,038
	2 財 産 売 払 収 入	504,000
2 繰 越 金		22,762
	1 繰 越 金	22,762
歳 入	合 計	545,800

歳 出

款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		545,800 ^{千円}
	1 産業用地整備事業費	332,642
	2 繰 出 金	213,158
歳 出 合 計		545,800

議案第 15 号

平成30年度 北九州市漁業集落排水特別会計予算

平成30年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		10 <small>千円</small>
	1 分担金	10
2 使用料及び手数料		3,028
	1 使用料	3,028
3 繰入金		25,958
	1 繰入金	25,958
4 繰越金		3,010
	1 繰越金	3,010
5 諸収入		94
	1 貸付金収入	84
	2 雑収入	10

歲 入 合 計	32,100
---------	--------

歲 出

款	項	金 額
1 漁 業 集 落 排 水 費		31,100 <small>千円</small>
	1 漁 業 集 落 排 水 費	17,447
	2 繰 出 金	13,653
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		32,100

平成30年度 北九州市介護保険特別会計予算

平成30年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 97,815,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		19,039,875 ^{千円}
	1 介 護 保 険 料	19,039,875
2 使 用 料 及 び 手 数 料		10,063
	1 手 数 料	10,063
3 国 庫 支 出 金		23,544,814
	1 国 庫 負 担 金	15,897,033
	2 国 庫 補 助 金	7,647,781
4 支 払 基 金 交 付 金		25,151,988
	1 支 払 基 金 交 付 金	25,151,988
5 県 支 出 金		13,959,410
	1 県 負 担 金	13,178,445

	2 財政安定化基金支出金	10
	3 県補助金	780,955
6 財産収入		1,274
	1 財産運用収入	1,264
	2 財産売却収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		15,145,148
	1 一般会計繰入金	14,222,790
	2 基金繰入金	922,358
9 繰越金		558,951
	1 繰越金	558,951
10 諸収入		3,661

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10 <small>千円</small>
	2 雑入	3,651
11 市債		10
	1 財政安定化基金貸付金	10
12 介護予防ケアマネジメント 事業費収入		399,796
	1 介護予防サービス計画費収入	331,091
	2 介護予防ケアマネジメント 事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント 事業繰越金	68,695
歳入	合計	97,815,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		2,365,159 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	1,387,114
	2 介 護 認 定 費	978,045
2 保 険 給 付 費		89,462,950
	1 介 護 サービス等諸費	89,462,950
3 地 域 支 援 事 業 費		5,355,031
	1 地 域 支 援 事 業 費	5,355,031
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		10
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	10
5 基 金 積 立 金		1,254
	1 基 金 積 立 金	1,254

款	項	金額
6 諸 支 出 金		30,800 <small>千円</small>
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	30,800
7 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
8 介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 事 業 費		399,796
	1 介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 等 諸 費	399,796
歳 出	合 計	97,815,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金事業	千円 10	証書借入	無利子 %	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。

議案第 17 号

平成30年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

平成30年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		10 <small>千円</small>
	1 財 産 売 払 収 入	10
2 繰 越 金		3,580
	1 繰 越 金	3,580
3 諸 収 入		10
	1 雑 入	10
歳 入	合 計	3,600

歳 出

款	項	金 額
1 空港関連用地整備事業費		3,600 ^{千円}
	1 空港関連用地整備事業費	3,067
	2 繰 出 金	533
歳	出 合 計	3,600

平成30年度 北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算

平成30年度北九州市の学術研究都市土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,447,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 10
	1 手数料	10
2 財産収入		1,455,578
	1 財産売払収入	1,455,578
3 繰入金		175,299
	1 繰入金	175,299
4 繰越金		816,103
	1 繰越金	816,103
5 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳 入	合 計	2,447,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		2,447,000 ^{千円}
	1 土地区画整理事業費	372,491
	2 繰 出 金	2,074,509
歳 出 合 計		2,447,000

議案第 19 号

平成30年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

平成30年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 437,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		437,200 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	437,200
歳 入 合 計		437,200

歳 出

款	項	金 額
1 臨海部産業用地貸付事業費		437,200 ^{千円}
	1 臨海部産業用地貸付事業費	437,200
歳 出 合 計		437,200

平成30年度 北九州市後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,905,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		11,271,995 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	11,271,995
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 国 庫 支 出 金		30,141
	1 国 庫 補 助 金	30,141
4 繰 入 金		4,194,524
	1 繰 入 金	4,194,524
5 繰 越 金		407,382
	1 繰 越 金	407,382
6 諸 収 入		858

	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	554
	3 雑入	284
歳入合計		15,905,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		546,510 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	397,792
	2 徴 収 費	148,718
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 高 連 合 納 付 金		15,286,435
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 高 連 合 納 付 金	15,286,435
3 諸 支 出 金		22,055
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	22,055
4 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	15,905,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国保年金課窓口等業務改善事業	自平成31年度 至平成33年度	109,500 ^{千円}
国保年金課受付呼出番号表示システム更新事業	自平成31年度 至平成35年度	2,600

議案第 21 号

平成30年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

平成30年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 79,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 発 電 収 入		千円 64,647
	1 発 電 収 入	64,647
2 繰 越 金		15,153
	1 繰 越 金	15,153
歳 入 合 計		79,800

歳 出

款	項	金 額
1 市民太陽光発電所事業費		72,800 <small>千円</small>
	1 市民太陽光発電所事業費	16,491
	2 繰 出 金	56,309
2 予 備 費		7,000
	1 予 備 費	7,000
歳 出 合 計		79,800

平成30年度 北九州市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

[水道事業]

(1) 給水戸数	502,276戸
(2) 総配水量	107,609千m ³
(3) 一日平均配水量	294,819m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	4,694,100千円
ロ 浄水場整備事業	1,586,071千円
ハ 送配水施設整備事業	1,034,437千円

[水道用水供給事業]

(1) 給水事業者数	5事業者
(2) 総給水量	7,300千m ³
(3) 一日平均給水量	20,000m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔水道事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業収益		20,119,071千円
第1項 営業収益		17,483,283千円
第2項 営業外収益		2,635,714千円
第3項 特別利益		74千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業費		19,507,131千円
第1項 営業費用		16,919,495千円
第2項 営業外費用		2,571,997千円
第3項 特別損失		15,639千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 用水供給事業収益		843,644千円
第1項 営業収益		726,502千円
第2項 営業外収益		117,132千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 用水供給事業費		832,937千円
第1項 営業費用		708,610千円
第2項 営業外費用		124,317千円
第3項 特別損失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,140,021千円（水道事業 7,931,091千円、水道用水供給事業 208,930千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

〔水道事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業資本的収入		5,801,151千円
第1項 企 業 債		3,961,000千円
第2項 国 県 補 助 金		1,038,750千円
第3項 出 資 金		100,000千円
第4項 工 事 負 担 金		669,239千円
第5項 固定資産売却代金		10千円
第6項 基 金 収 入		1,000千円
第7項 預 託 金 返 還 金		3,000千円
第8項 その他資本的収入		28,152千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業資本的支出		13,732,242千円
第1項 施 設 費		10,368,515千円
第2項 企 業 債 償 還 金		3,270,174千円
第3項 投 資		1,000千円
第4項 預 託 金		3,000千円
第5項 国庫補助金返還金		89,553千円

〔水道用水供給事業〕

	収 入	
第2款 用水供給事業資本的収入		20,020千円
第1項 工 事 負 担 金		20,000千円
第2項 固定資産売却代金		10千円
第3項 その他資本的収入		10千円
	支 出	
第2款 用水供給事業資本的支出		228,950千円
第1項 施 設 費		61,188千円
第2項 企業債償還金		167,062千円
第3項 国庫補助金返還金		700千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宗像地区水道施設維持管理等業務委託経費	平成31年度	800,000 ^{千円}
浄水場整備事業	平成31年度	239,000
導送水施設整備事業	平成31年度	205,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水施設等整備事業	千円 3,961,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、27,096千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

平成30年 2 月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

平成30年度 北九州市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 給水事業所数 | 71事業所 |
| (2) 総給水量 | 42,736千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 117,084m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 工業用水道事業収益		1,897,011千円
第1項 営 業 収 益		1,652,857千円
第2項 営 業 外 収 益		244,144千円
第3項 特 別 利 益		10千円
	支 出	
第1款 工業用水道事業費		1,622,414千円
第1項 営 業 費 用		1,515,707千円
第2項 営 業 外 費 用		106,697千円
第3項 特 別 損 失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 895,166千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 工業用水道事業資本的収入		386,520千円
第1項 企 業 債		256,000千円
第2項 国 庫 補 助 金		45,300千円
第3項 工 事 負 担 金		85,200千円
第4項 固定資産売却代金		10千円
第5項 その他資本的収入		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 工業用水道事業資本的支出		1,281,686千円
第1項 施 設 費		1,074,186千円
第2項 企 業 債 償 還 金		207,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業改築事業	千円 256,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,040千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成30年 2 月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

平成30年度 北九州市交通事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 乗 合 車

イ 車 両 数	97台
ロ 年間走行キロメートル	3,963,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	5,676,000人
ニ 一日平均輸送人員	15,551人

(2) 貸 切 車

イ 車 両 数	18台
ロ 年間走行キロメートル	750,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	715,000人
ニ 一日平均輸送人員	1,959人

(3) 主要な建設改良事業

イ 旅客自動車購入事業	92,000千円
-------------	----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業収益		2,062,703千円
第1項 営業収益		1,900,062千円
第2項 営業外収益		162,621千円
第3項 特別利益		20千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 自動車運送事業費		2,040,758千円
第1項 営業費用		1,953,005千円
第2項 営業外費用		85,743千円
第3項 特別損失		10千円
第4項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 71,741千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業資本的収入		103,831千円
第1項 企業債		101,900千円
第2項 国庫補助金		10千円
第3項 県支出金		1,901千円
第4項 固定資産売却代金		10千円
第5項 その他資本的収入		10千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出	175,572千円
第1項 建設改良費	120,300千円
第2項 企業債償還金	53,272千円
第3項 予備費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
I C カ ー ド シ ス テ ム 改 良 経 費	平成31年度	500,000 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車購入事業	千円 101,900	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、134,305千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

平成30年 2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

平成30年度 北九州市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	898床
(2) 延 患 者 数	
イ 入 院	258,602人
ロ 外 来	356,421人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
イ 入 院	708人
ロ 外 来	1,461人
(4) 主要な建設改良事業	
イ 八幡病院移転改築事業	7,842,884千円
ロ 医療機械器具整備事業	3,533,369千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 病院事業収益		25,734,686千円
第1項 医業収益		24,104,114千円
第2項 医業外収益		1,630,532千円
第3項 特別利益		40千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 病院事業費		27,783,043千円
第1項 医業費用		27,193,191千円
第2項 医業外費用		447,998千円
第3項 特別損失		141,854千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,145,123千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 病院事業資本的収入		10,943,794千円
第1項 企業債		9,711,400千円
第2項 出資金		1,161,612千円
第3項 固定資産売却代金		10千円
第4項 補助金		70,772千円

支 出

第1款 病院事業資本的支出	12,088,917千円
第1項 建設改良費	9,783,482千円
第2項 企業債償還金	2,305,435千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医事会計システム端末操作等作業業務委託経費	平成31年度	209,100 ^{千円}
電気機械設備等運転管理業務委託経費	平成31年度	35,900
医療器械保守業務委託経費	自平成31年度 至平成36年度	277,900
医療器械リース経費	自平成31年度 至平成35年度	5,400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具整備事業	千円 3,533,300	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
北九州市立医療センター主要設備改修等事業	376,200			
八幡病院移転改築事業	5,772,100			
北九州市立門司病院主要設備改修等事業	29,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、428,230千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 機 械 器 具	血管造影撮影装置	1 式
	磁気共鳴断層撮影装置	1 式
	コンピュータ断層撮影装置	1 式
	手術映像記録配信システム	1 式
	注射薬払出システム	1 式
	結石破碎装置	1 式
	周術期業務・ICU・PICU・救急支援システム	1 式
	X線 TV 撮影装置	1 式

種 類	名 称	数 量
医 療 機 械 器 具	乳房撮影装置	1 式
	医用リニアック放射線治療装置	1 式
	手術用ロボット手術ユニット	1 式
	人事給与システム	1 式

平成30年 2 月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

平成30年度 北九州市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	152,610千m ³	
(2) 水洗化助成戸数	40戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管 渠 布 設	6,917,671千円	小倉北区昭和町地区、小倉南区沼本町・沼南地区、 八幡東区枝光地区、戸畑区天籟寺・沖台地区等
ロ ポンプ場整備	572,329千円	浅野町ポンプ場等
ハ 処理場整備	280,000千円	皇后崎浄化センター等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 下水道事業収益	28,710,951千円
第1項 営業収益	22,850,046千円
第2項 営業外収益	5,860,875千円
第3項 特別利益	30千円

支 出

第1款 下水道事業費	28,552,507千円
第1項 営業費用	25,543,246千円
第2項 営業外費用	2,989,241千円
第3項 特別損失	20,020千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,991,291千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	11,709,982千円
第1項 企業債	5,821,000千円
第2項 国庫補助金	3,905,400千円
第3項 負担金	635,082千円
第4項 寄附金	6,492千円
第5項 貸付金回収金	2,788千円
第6項 基金繰入金	1,339,200千円
第7項 その他資本的収入	20千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	22,701,273千円
第1項 建設改良費	12,121,227千円
第2項 企業債償還金	8,405,946千円
第3項 投資	2,174,100千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 施 設 整 備 事 業	自 平 成 31 年 度 至 平 成 33 年 度	7,000,000 ^{千円}
浄化センター及びポンプ場運転整備等業務委託	自 平 成 31 年 度 至 平 成 33 年 度	375,000
公 用 車 り ー ス 経 費	自 平 成 31 年 度 至 平 成 35 年 度	7,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 建 設 事 業	5,821,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,478,345千円である。

平成30年2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治

平成30年度 北九州市公営競技事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度北九州市の公営競技事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔競輪事業〕

(1) 年間開催日数	87日
(2) 年間車券発売金	27,516,000千円
(3) 1日平均車券発売金	316,276千円
(4) 年間場間場外発売金	4,895,200千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 小倉競輪場施設整備事業	344,150千円

〔モーターボート競走事業〕

(1) 年間開催日数	164日
(2) 年間舟券発売金	72,068,000千円
(3) 1日平均舟券発売金	439,439千円
(4) 年間場間場外発売金	11,019,000千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 若松モーターボート競走場施設整備事業	1,303,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔競輪事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 競輪事業収益		28,242,072千円
第1項 営業収益		27,880,411千円
第2項 営業外収益		361,641千円
第3項 特別利益		20千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 競輪事業費		28,027,650千円
第1項 営業費用		27,786,675千円
第2項 営業外費用		120,955千円
第3項 特別損失		120,020千円

〔モーターボート競走事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 モーターボート競走事業収益		74,755,822千円
第1項 営業収益		74,713,118千円
第2項 営業外収益		42,684千円
第3項 特別利益		20千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 モーターボート競走事業費		73,099,678千円
第1項 営業費用		72,615,212千円
第2項 営業外費用		49,446千円
第3項 特別損失		435,020千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,367,412千円（競輪事業 125,590千円、モーターボート競走事業 2,241,822千円）は利益剰余金処分額 1,500,000千円及び損益勘定留保資金等 867,412千円で補てんするものとする。）。

〔競輪事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 競輪事業資本的収入		4,697,210千円
第1項 出 資 金		1,000,000千円
第2項 固定資産売却代金		10千円
第3項 基金繰入金		3,697,200千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 競輪事業資本的支出		4,822,800千円
第1項 建設改良費		375,000千円
第2項 企業債償還金		4,395,000千円
第3項 投 資		52,800千円

〔モーターボート競走事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 モーターボート競走事業資本的収入		2,000,000千円
第1項 基金繰入金		2,000,000千円

支 出

第2款 モーターボート競走事業資本的支出	4,241,822千円
第1項 建設改良費	1,400,000千円
第2項 企業債償還金	196,860千円
第3項 投 資	1,144,962千円
第4項 繰 出 金	1,500,000千円

(特例的収入及び支出)

第5条 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ、6,821,323千円(競輪事業 1,402,341千円、モーターボート競走事業 5,418,982千円)及び 7,269,403千円(競輪事業 1,474,099千円、モーターボート競走事業 5,795,304千円)である。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第8条 利益剰余金のうち 1,500,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 一般会計繰出金 1,500,000千円

平成30年2月21日提出

北九州市長 北 橋 健 治



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。